

かけはし21

第2号

発行所
徳島県農業会議
徳島市かちどき橋
徳島県林業センター
編集発行人
多智花 俊 裕

主な内容

・認定農業者 田村能洋さん……………2
・中央の動き……………
・農地保有合理化のすすめ……………
・農の主張(小松島市 原賢治……………
・地域のできごと……………
・集落営農推進リーダーの公募……………
7 6 5 4 3 1

田 村 能 洋

阿南市山口町・田村能洋さん(六一)

認定農業者になつていろいろな情報が聞けるのが一番良かったとしみじみ語る。「各種研修会にはすすんで



摘果におわれる田村さん夫妻

の違った方々との意見交換や前回に知り合った全国の認定農業者との交流などを深めるなど横の広がりが出てきた。田村さんが認定農業者になったのは六年前。現在、阿南市の認定農業者組織、阿南プロファーマーズの会長として活躍するとともに、奥さんの典代さん(五八)とハウスみかん三〇ア、露地みかん一〇ア、スダチ五アを経営。以前大雨によりハウスみかんを腰まで浸かつて収穫し、その後二年は収穫皆無という苦い体験をしている。その間多くの研修会に参加し「健全な精神や肉体は食事が基本である」との話を聞き、植物にとつても安心できる肥料を与えることではないかと感じ、自然のものを利用した有機ボカシと出会い、五年前から化学肥料を一切使わずEMボカシを中心に農薬使



「EMぼかし」を使用したみかんハウス

用を最小限に抑えた結果、年々反収も増え四年目には平均反収六トを超える実績を残すことができた。味も一段とコクがあるハウスみかんとなつて消費者から喜ばれている。最近、燃料代の高騰が経営を圧迫しているが化学肥料の代わりにEMボカシを使用していることで経費節減につながり、燃料代の高騰分はカバーできている。

田村さんは「情報は発信しなければ収集もできない、情報は共有するも

あぜ道の声

徳島県が誇る「春夏にんじん」の出荷が始まつて間もない三月十七日、「とくしま安2農産物認証制度」の認定を受けた板野郡農協藍園支所人参加部会、青壮年部会等の強い意向で、横浜市内で消費者との交流会が実現した。

徳島県農業会議が事務局を務めている「徳島県有機農産物認証協会」は産地からの求めに応じて、交流会の進行役を担うこととなった。交流会では、生産者側から、部会員が一丸となつて「生産・品質管理体制」を徹底・遵

守し、安全・安心な農産物の生産に取り組んでいる姿を映像で紹介するとともに、生産者の熱い思いを強く訴えた。一方、消費者側からは、都市生活者の立場から「食の安全・安心」に関連する問題について率直な意見が突きつけられ、両者の間で真剣な議論が交わされた。とりわけ、消費者から出された「商品価値の定義を誰が決めるのか」「外観がきれいなものを誰が求めているのか」「流通過程で、秀・優・良など選果基準は必要か」「認証シールが貼られていても内容が解らないと意味がない」といった商品流通に関わる多くの意見・提言は、今後の生産流通に示唆を与えてくれるものであった。

また、交流会では意見を出す機会のなかった若い担い手も、後の懇談会の席では、対面による率直な意見交換が実現したこと、生産の意欲が沸いてきたと満足した様子が印象に残っている。

中央の動き

「担い手経営安定新法」の国会審議が本格化

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案（略称：担い手経営安定新法）など農政改革三法案が、平成十八年二月二十四日に今通常国会（第一六四国会）に提出され、衆議院農林水産委員会において審議が本格化した。

ω η è

昨年十月二十七日に決定された「経営所得安定対策等大綱」のうち、品目横断的経営安定対策の内容を法制化した、「担い手経営安定新法」は、去る三月十七日に、衆議院本会議において趣旨説明と質疑があり、二十三日に衆議院農林水産委員会で提案理由の説明、四月五日に第一回目の審議が、四月十二日には第二回目の審議が行われた。

ここで、今審議されている「担い手経営安定新法」の概要を紹介する。

一、趣旨

農業従事者の減少・高齢化による我が国農業の生産構造のせい弱化が進む中、農業の構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律の強化にも対応し得るよう、①これまですべての農業者を対象に品目ごとに講じてきた価格政策を見直し、②農業の担い手に対象を限定した上で、その経営安定を図るために必要な交付金を交付する施策に転換することにより、国民に対する食料の安定供給の確保に資する。

二、法案の内容（略称：担い手経営安定新法）

担い手の経営の安定を図るために必要な交付金を交付する。

（一）対象農産物

米穀、麦、大豆、てん菜及びでん粉原料用ばれいしよ。

（二）対象農業者

認定農業者又は特定農業団体その他の一定の要件を満たす農作業受託組織（一定の要件を満たす集落営農）であつて、その耕作の業務の規模が一定の基準に適合する等の要件を満たすもの。

（三）交付金の内容

①我が国の地理的条件が悪いこと等に起因する諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、対象農産物の生産経費と販売価格の差額に応じた交付金（ゲタ）を交付する。

②豊凶変動等による収入減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するため、自らこれに備えた積立てを行っていることを要件として、収入減の一部を補てんする交付金（ナラシ）を交付する。

（四）交付業務の適正執行を図るための措置

交付金の交付業務の適正な執行を確保するため、

①不正受給に対応した強制徴収規定を措置するとともに、②交付金の交付を受けようとする者が二

の要件を満たしていること等を確認するため、農業者等に対する報告徴収及び立入検査の規定を措置する。

三 施行期日

平成十九年四月一日

η è

都市部周辺で開設している市民農園の多くは特定農地貸付法や市民農園法で規定されており、従来園内で栽培された農産物については原則として販売できないこととなっていた。しかしこの度、農林水産省は市民農園の利用者等からの意見や構

造改革特別区域推進本部での対応方針等を踏まえ、市民農園内で栽培された農産物のうち自家消費量を超えるものについては直売所等で販売すること

を認めることとした通知を本年三月二十八日付けで都道府県知事等に送付した。このことにより、市民農園の利用者と農山村の農業者等との交流体験が一層促進されると

ともに、都市部の利用者による農地の遊休化防止が推進されることが各方面から期待されている。

残留農薬についてポジティブリスト制が五月二十九日から施行

二〇〇三年の食品衛生法の改正で、ポジティブリスト制が導入され、本年五月二十九日から施行される。これまでの日本の残留農薬の規制は、農薬について残留基準を設定し、それを超えた食品の流通を禁止するというネガティブリスト制に則っ

た方式であった。

しかし、この方式では残留基準が設定されていない農薬については、いくら残留があっても規制できず、輸入農産物の激増のなかで問題となっていた。

新しく導入されたポジティブリスト制とは、残留基準が設定されている農薬すなわち「使用してよいもの」のみを一覧表にして示すという方式である。この制度のもと、リストに載っていない全ての農薬の食品残留は厳しく規制され、残留が「人の健康を損なうおそれのない量」の〇・〇一PPMを超えて検出された食品の流通が禁止される。

また、リストに載った農薬でも一定限度以上の残留が検出された場合にはその食品を流通させることはできないことになる。本制度は二〇〇六年五月二十九日から施行される。お問い合わせは病害虫防除所か最寄りの「農業支援センター」へ。

WTO農業交渉が大詰め

二〇〇六年十二月に交渉の最終合意を目指しているWTO（世界貿易機関）の新多角的貿易交渉（ドーハ・ラウンド）の農業交渉は、四月末までにモダリティ（国内補助金や関税の具体的な削減率ルール基準）確立と、七月末までに譲許表案（各品目ごとの具体的な関税率表）の提出を目前にして大詰めを迎えている。

ガットからWTO体制へ

世界経済の発展と国際経済秩序維持、法支配の確立を目指して、一九四七年（昭二二）に、二十三年（昭二七）GATT（ガット：関税と貿易に関する一般協定）が設立、鉱工業品の交渉が開始。

一九八六（昭六一）のウルグアイ・ラウンドからは、九十三カ国が参加し農業分野等の交渉が開始、現在のWTO体制に交渉の場が引き継がれている。

現在のWTO体制は、ガットのウルグアイ・ラウンドでの合意に基づき、一九九五年（平七）一月に、世界

WTO農業交渉経過

貿易の秩序維持を目的として一四〇以上の国・地域が加盟して発足した。

（二二〇〇一年（平一三）には、カタル国首都ドーハにて開催された第四回WTO閣僚会議において、一四〇カ国余りの加盟国が一同に参会し、新ラウンド（ドーハ・ラウンド）開始が決定。

この時、わが国は、新ラウンドの動きを踏まえて、新ラウンド交渉における「日本提案を行った。（二二〇〇三年九月のメキシコ・カンクンで行われた第五回WTO閣僚会議で

は、発展国と途上国が対立したことから交渉が決裂し閣僚宣言をしないまま閉幕。

（三二〇〇四年七月には、WTO一般理事会がスイス・ジュネーブで開かれ、閣僚が参加して、関税削減方式の考え方など、各国共通のルールを決める前提となる枠組み合意が成立。

（四二〇〇五年十二月には香港で第六回WTO閣僚会議が開かれ、輸出補助金の撤廃期限及び国内補助金や関税の削減方式の大枠が決定。以後の交渉スケジュールとして、遅くとも二〇〇六年四月三〇日までに、国内補助金・関税の具体的な削減率等各国共通のルール（モダリティ）を決定、七月末日までに包括的な譲許表案（モダリティのルールを元に各品目の関税率を記載した表の提出を約束している。（五二〇〇六年十二月には各国ごとの個別具体的な約束「△△の関税率は〇%とする」を決定、農業交渉の最終合意を目指している。

農業交渉三分野と交渉合意の内容

WTO農業交渉は、市場アクセス、国内支持、輸出競争の三分野で交渉が行われ、現在までに、次のような枠組みが合意。

（一）市場アクセス

①高い関税ほど大幅な引き下げ。米などの重要品目は別の扱いとするが、品目の数は今後の交渉に委ねる。また、関税の上限設定についても、今後の検証に委ねられる。

②低関税輸入枠の拡大については、重要品目への配慮があつて交渉のバランスが達成されることになる等。

これまで、米など重要品目については、関税削減ルールの例外となり一定程度の保護が認められているが、一定量まで低関税で輸入を認める一方で、それを超える分には高関税をかけた国内農家を保護している。（コメは四九〇%、コメのミニマムアクセスは別途、輸入差益：上限四二

〇%程度、こんにゃく芋九九〇%等）

本年四月末のモダリティ確立に向けて、日本など食料輸入国グループ（G二〇）がまとめた重要品目の取り扱いで新提案が明らかにされた。今回の提案では、関税削減率を一般農産物の半分に抑え、低関税で輸入できる量の大幅の例

として、現行より五〜三五%に広げることが示した。これにより、日本のミニマムアクセス（MA）米の場合、現行七十六万七千トンの輸入量が、さらに増えることになるが、一方で重要品目の取り扱いについて、G一〇は、関税引き下げと輸入枠拡大を組み合わせ、どちらか一方を拡大すれば、もう一方を小さくできる仕組み（スライド方式）を提唱していることから、この方式でスライドさせると、米の場合は、関税引き下げ率を一般品目の八割を五%（四万トン弱）の拡大枠に圧縮できる計算。

さらにモダリティ確立後の二国間協議で、輸入枠の拡大をさらに圧縮できる道もぎりぎり残しているが、この新提案がどこまで受け入れられるかが今後の交渉のカギとなる。

（二）国内支持

①貿易を歪める補助金が多い国ほど大幅に削減。特に「黄の政策」（価格支持政策や不払い制度）、

「デミニミス」（生産額の五%以下の国内助成）、

「青の政策」（直接支払いのうち、特定の要件を満たすもの。URでは生産調整を前提）の合計は、階層方式で削減すると共に、その合計額を実施期間の初年度に二割削減する。「緑の政策」は、貿易歪曲性がな

いか最小限であるもので、URでは削減対象外であるが「緑の政策」であることの再検証及び明確化が必要。

（三）輸出競争

①輸出補助金を期日を設けて撤廃。

②輸出信用（米国）、輸出国家貿易豪州・カナダなども輸出補助金的な部分は同じ扱い。

農地保有合理化事業のすすめ

い

日本農業の特徴である
零細な経営や零細な農地
の保有形態を、より効果
的に農業生産がおこなえ
るような形にする必要か
ら、担い手農家の経営規
模の拡大や農地の集団化
などの合理化を行い農業
生産の効率化を進める事
業である。

このため、営利を目的と
しない法人（農地保有合
理化法人、（本県では徳島
県農業開発公社。）以下
「合理化法人」という。）が
市町村の農業委員会と連
携し、規模の縮小や離農
する農家などから農用地
等を買入れたり借入れて、
一定期間保有した後に、
一定要件を満たした担い
手農家に売り渡しや貸し
付けを行うものである。

ē

「農業振興地域整備計
画」に定める農用地区域
内にある①優良農地、②
農業用施設用地、③開発
して農用地又は農業用施
設に供される土地とする
ことが適当な土地に限ら
れている。

合理化法人に売る（貸
す）場合
買い入れ（借り
入れ）する場合の要件

ē

合理化法人に売り渡し
又は貸し付けを行う場合
には、特に要件は設けら
れていないが、引き受け
手が見込める条件の良い
農地が対象となっている。
合理化法人から買い入
れや借り入れをする場合
は、認定農業者、農業生
産法人、認定就農者など
の担い手農家としている。

得税の特別控除（一般に
八百万円）がある。また、
農地を貸し付けた場合で、
数年分（十年以内）の賃
貸料の一括前払いを受け
た場合も小作料の税制上
の特例がある。
次に、合理化法人から
農地を買い入れた場合は、
登録免許税の税率の軽減、
不動産取得税の納税額の
軽減などが受けられる。
そのほか契約などの諸
手続は合理化法人と市町
村農業委員会が行うので、
面倒な手続きが必要あり
ません。

ē

取得困難な大きな農地が
処分される場合
（六）出し手・受け手の
希望する賃借期間が異な
る場合
（七）新規就農者等担い
手の経営定着を円滑にす
める場合
（八）集落等一定の広
りのある地域で農地利用
を総合的に行う場合
などに幅広くご利用い
ただき、地域農業の振興
と担い手農家の育成につ
ながればと考えている。
【徳島県農業開発公社の
メンバー（四月一日現在）】
◇理事長 西崎和人（農
林水産部長）◇専務理事
多智花俊裕◇参事 玉田裕
志◇同 田村康弘◇書記
井上恵子

う
ら
お

い
じ

私は農地法の許可を得て十年間の約束で農
地を賃貸しました。まもなく十年になりますので、
この際返してもらいたいのですが、どうすればいい
でしょうか。

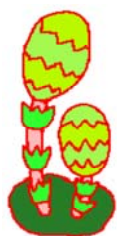
農地の賃貸借を
終了させるために解約の
申し入れをし、又は更新
しない旨の通知をする場
合には、原則として農地
法第二〇条により県知事
の許可を得る必要があり
ますが、十年以上の期間

の定めがある賃貸借の期
間満了の際に行う更新拒
絶の通知については、こ
の許可を受けることなく
できます。

これは、農業経営の規
模拡大を促進するため、
農地の貸借が円滑に進む

ようにするという観点か
ら昭和四十五年の農地法
の一部改正で設けられた
もので、最初から十年以
上の期間についてその農
地が耕作できることが確
定しているような小作地
については、小作農とし
ても営農計画がきちんと
樹立できるため、十年後
に返還しても支障がない
と考えられたからです。

しかしながら、この場
合でも、期間満了の一年
前から六ヶ月前までの間
（例えば平成九年一月一



日から十年間の契約の場
合は平成十八年一月一日
から同年六月三〇日まで
の間）に小作人に対して
更新しない旨の通知をす
る必要があります。これ
をしないと農地法第十九
条の規定により法定更新
されますので注意する必
要があります。（「新・
農地の法律がよくわかる
百問百答」より抜粋）

（一）農地の出し手や受
け手が直接相手と取引き
したくない場合
（二）出し手が都会など
にいて、自ら耕作も管理
も出来ない場合
（三）受け手が近隣に見
当たらない場合
（四）一人の受け手が複
数の出し手から農地を取
得する場合
（五）一人の受け手では

私は農作業を受託したい
と思っているけど、新しい
機械も必要だし、経営資
金もいる……



A portrait of a middle-aged man with dark hair, wearing a dark blue suit, white shirt, and a patterned tie. He is standing in front of a large map of Japan, which is partially visible in the background. The map shows the four main islands of Japan and surrounding waters.

今、全国的に農地の耕作放棄が増加している。特に、中山間地域においては目に余るものがある。県や市町村にとっても大きな問題となっている。

政府は、自給率四〇%を何としても四十五%にまであげようと必死であり、達成に向けていろいろな施策を打ち出しているが、そうした中であつて、外からは、WTO農業交渉等における関税の引き下げの議論がされており、貿易の自由化に更に拍車がかかる気配である。

一方、国内の対応策と

一次産業である農業は、後継者も次第に少なくなり、二次産業、三次産業へと流れているのが現状で、地域の担い手もいなくなり、特に中山間地域では、技術の優位性をもった日本の産業として、いつまでも発展し続けられるであろうか。

「日本の米」の著者で

ある富山和子氏によると、ローマ帝国をはじめとする地中海文明は、自国の農業を軽視し海軍の力を振りかざし貿易という手段を用いて植民地に依存してきたことから、海軍力が衰えた時にはすでに時遅く、自国の土地は荒れ果て担い手もなく国は滅びるしかなかったということである。

農業は単に、食料のみの生産をしていくものでなく、地域の環境を守り、水資源を守り、大きくは食文化を守っている。兼業農家も含め、地域で農業・農村を守っていく取り組みに支援する政策が大切であると痛感するものである。

徳島県農業法人協会云々
員の(有)ファーム神山
(神山町、佐々木正實社
長、(有)佐藤農園(美馬
市美馬町、佐藤剛明社長)
(有)グリナリー腕名(三

好市井川町、近藤裕一（副社長）の三社は、去る四月五日にLLP・あわアグリ（神山町）を設立した。本県の農業界で初のLLP（全国では数例）である。

ILPとは有限責任事業組合のこと。昨年八月に創設された制度で、「会社」でもなく「組合」でもない新たな事業体である。

新規に事業を共同で行う場合、出資金を出しあつて「会社」をつくるのか、「組合」をつくるのが一般的であるが、「会社」は事業に失敗した場合、出資金以上の責任を負わなくてよいが、利益には税金がかかり配当が少なくなる。一方、「組合」は利益には税金がかからず配当は多いが、出資金以上の責任を負わなければならないと言うメリットとデメリットがある。登記は必要だが、出資金は一人（一社）一円以上でよい。LLPは、この「会社」と「組合」双方のメリットを合わせ持つ

もので、出資金以上の責任を負わず、多くの配当

が得られる事業体である。また、LLPは、意思決定が早くできると言うメリットもある。重要な事項を決定するにあたって、いちいち役員会や総会を開かなくてもよい。

前述の三社は、連携して三年前から標高差を活用した「こだわり野菜」の栽培・出荷に取り組んでいた。任意組織「あわぐり」を通じて、関西の量販店、お惣菜店に販売していたが、任意組織ではブランド化、経理面、信用面で問題があった。

昨年十一月、県農業法人協会の勉強会でLLPを知り、同勉強会の講師の指導を仰ぎながら、設立の準備を進めていたもの。

LLPは法人格がないため、農地取得ができず農業生産法人には活用できないが、農畜産物の加工、農畜産物の出荷、農作業の受託などの事業を共同で行う場合に活用できることから、今後、農業界では多くのLLP

が誕生していくかもしれない。

農地法許可申請用紙は、

Ц
Б
•
•

я
ω

X

これまで農業会議で共同印刷し、実費で配布しておりましたが、総合県民局へ許可権限が移譲されたことにより許可申請用紙の種類も増加しました。

このため共同印刷では経費が嵩み割高となることから、これを機にこの取扱いを止め、農業会議のホームページから自由にダウンロードし、利用できるように改めました。

ダウンロードで利用できる申請様式は、次のとおりです。

◇農地法三条・四条・五条・二〇条許可申請書及び関係書類

◇農業経営基盤強化促進法の利用権設定・利用権移転・所有権移転関係及び各筆明細データ並びに集計分析情報

◇農業者年金資格得喪関係

農業委員会組織では「農地と担い手を守り活かす運動」を展開する中で、農業委員会が認定農業者等の担い手と意見交換することにより地域農業の課題を明らかにし、その対策について市町村長等へ建議すること等が重要であるとしている。県内の農業委員会においても毎年十二月から二月にかけて、各地の農業委員会で意見交換会が開催され、農業委員と認定農業者等との活発な意見交換が行われている。

農業委員会組織では「農地と担い手を守り活かす運動」を展開する中で、農業委員会が認定農業者等の担い手と意見交換することにより地域農業の課題を明らかにし、その対策について市町村長等へ建議すること等が重要であるとしている。県内の農業委員会においても毎年十二月から二月にかけて、各地の農業委員会で意見交換会が開催され、農業委員と認定農業者等との活発な意見交換が行われている。

意見交換会では、はじめに各行政機関が重点施策について説明し、その後意見交換が行われ、参加した農業者からは農業委員会に対して「農地の売買貸借等に関する情報をリアルタイムで提供して欲しい」という意見や「遊休農地の問題について誰に相談したらいいのか」などの質問があり、農業委員会として日常取り組んでいる活動内容について担当者が説明した。

また、食品衛生法の施行、若い農業者の確保に向けた総合的な支援施策等の地域農政全般についても活発な議論が展開され、出席していた行政機関と農業者が徳島市農業の今後について真剣に話し合う場となった。

徳島市農業委員会では今後も意見交換会を実施し、徳島市農業を支えて

いる多様な担い手の意見を参考に地域に密着した農業委員会活動を展開していくこととしている。

「JA東とくしま」農産物等を直売

JA東とくしまの直売所（みはらしの丘 あいさい広場）が三月二五日に小松島市立江町炭屋ヶ谷にオープンした。

この直売所は平成十七年度強い農業づくり交付金（経営構造対策）を活用したもので、新鮮で安全性の

高い農産物等を消費者に直接供給することをおとし、地域の農業に関する情報提供や消費者との交流を図り、担い手の育成や地域農業の活性化につなげることを目的に整備された。

直売所の具体的な目標は、五年後の平成二十一年度末には直売所の販売額が三億円を上回り、直売所に出品する会員全員が生産履歴をいつでも開示できるようにすることであるとしている。また、地域農業全体としては、認定農業者を現在の五〇名から二十五名増やして、七十五名とする。ととも



オープンでにぎわう直売所

る。ととも

新しい農業者年金制度

新しい農業者年金制度を取り巻く環境は全国的に依然厳しい状況が続いており、本県においても農業者年金の新規加入者は、毎年度一桁台に留まっている。そのような中であって阿南市は毎年複数の新規加入者を確保しており、その要因は農業委員会とJAの農業者年金担当者との役割分担による加入推進活動にある。

阿南市には従来から農業委員会とJAの担当者で組織する「阿南市農業者年金等担当者協議会」があり、毎年、加入推進活動の具体的な活動内容について決めている。

平成十七年度も十一月に開催した協議会で具体的な加入推進活動の展開について協議を行い、前年度実施した戸別訪問の結果を踏まえたうえで、対象者を絞り込んだ戸別

訪問を実施すること一致した。その後、農業委員会は協議会で協議した内容について農政部に報告し、対象者のいる農業委員の協力も得た上で、加入推進強調月間（二月～三月）に戸別訪問ができるようJAの担当者に農業者との日程調整を依頼した。

戸別訪問の当日には農業委員会・JAの担当者はもちろん、場合によっては地区の農業委員も一緒に訪ねて農業者の自宅を訪問し、新しい農業者年金の特徴や有利性について説明した上で加入について働きかけを行った。その結果、平成十七年度においても二地区から四人の新たな農業者年金の加入者が誕生し、そのうち三人が政策支援対象者という成果につながった。県農業会議としては、この阿南市の取り組みのように農業委員会とJAが役割分担を決め、的を絞った戸別訪問を行えば大きな成果につながり、地域農業を支える農業者の確保につながるものと確信している。

X λ O . Π

徳島県担い手育成総合支援協議会（事務局・徳島県農業会議）では、集落営農を推進するリーダーを公募しており、内容は次のとおりとなっている。

一 目的

集落営農の組織化・法人化を強力に推進するため、集落営農への取組みに向けた具体的な戦略構想を担うリーダーとなる人材を幅広く公募・登用し、集落営農経営に向けた

体制の確立を図る。

二 活動内容

（一）集落営農への取組みに向けた戦略構想（以下「集落営農戦略ビジョン」という。）の策定

（二）当該集落営農戦略ビジョンに対する集落関係者間の合意形成

（三）当該集落営農戦略ビジョンの実現を目指す活動主体となる集落営農組織の定款又は規約の作成

X

勢を踏まえながら、農地対策

去る三月二十三日に徳島市内のホテル千秋閣で、徳島県農業会議第九十一回通常総会を開催し、平成十八年度事業計画と収支予算を決定した。

また、欠員中の監査委員として、一号会議員の山口喜善会議員（つるぎ町農業委員会会長）を選出した。

予算規模は八千百十八万六千円で、対前年比で九六・一%の減額予算となった。

平成十八年度は、農業委員会系統組織をめぐる厳しい情

況にしている。また、平成の市町村大合併



三 応募締切り

平成十八年四月二十八日

（第一回）

四 申込先

徳島県担い手育成総合支援協議会（徳島県農業会議内）

五 問い合わせ先

◇徳島県担い手育成総合支援協議会事務局 電話〇八八一六二一―三〇五四

◇徳島県農林水産総合技術支援センター企画管理課 電話〇八八一六二一―二四二二

六 その他
募集要綱及び応募申請書は、

で農業委員会の広域化・スリム化が図られたが、地域の農業者・消費者と農業委員会の結びつきをより一層高めるため、情報提供活動を強化するとともに、地域の実態を踏まえた農業委員会活動の重点化と効率化を促す観点から、「農委組織活動改革プログラム」に基づく具体的な実践活動を支援することとしている。

農業会議のホームページを）
覧下さい。

アドレスは <http://www.tokukai.or.jp/>

徳島県農業会議常任会議員会議で答申処理した農地法第四条・第五条の転用許可面積は左表のとおりとなった。

（平成十七年度の二年間）

農地法第4条・第5条転用許可の面積													単位：ha
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
住宅	1.4	1.3	1.6	2.5	1.0	1.8	1.1	0.9	1.4	1.6	1.3	0.7	16.6
植林	0.9	0.2	0.8	0.8		0.3	0.2	0.6	0.5	0.0	0.6		4.7
倉庫	0.1	0.1	0.1	0.0	0.2	0.1	0.0	0.1	0.3	0.3	0.1	0.0	1.3
資材置場	1.8	2.9	1.0	1.5	1.4	1.5	0.9	1.9	1.8	1.5	1.3	2.1	19.5
駐車場	1.2	1.2	1.1	1.8	0.8	0.4	0.9	0.8	1.3	1.2	2.3	0.5	13.6
農用施設	0.6	0.2	0.1	0.0	0.2	0.2	0.1	0.1	0.4	1.0	0.1	0.1	3.2
道路	0.0	0.1	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.8
工事	0.1	0.0	0.1	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.7
砂利採取	0.0	0.0	0.9	2.5	0.0	0.0	0.0	2.0	0.7	0.0	1.9	0.0	7.9
その他	1.3	1.5	2.0	1.0	1.6	1.4	0.7	0.5	1.9	0.6	2.1	0.5	15.1
合計	7.6	7.5	7.9	10.5	6.9	5.6	4.0	6.8	8.3	6.2	9.7	4.0	85.0

Ε Π Φ Β λ ε

ハ

農業委員等を対象とした公務災害補償制度があることをご存じですか。この保険制度は全国農業会議所を契約者とし、農業委員等を被保険者とする団体契約で、被保険者である農業委員等が公務中に不慮の事故によって、通院した場合や死亡または入院した場合等に保険金を支払う制度です。

①加入資格 農業委員や協力員

②保険期間 毎年十月一日から一年間（途中加入も可能）

③保険料 A型一口三〇〇円、B型一口千円。加入口数は、A型で十口が限度。B型で五口が限度。

④補償内容（一口当たり下表参照）

⑤加入の型、加入口数 農業委員会単位で全員が同一の型、同一口数であること。

⑥加入手続 農業委員会単位で加入。

	A型	B型
死亡	250万円	470万円
後遺障害	75,000円～250万円	141,000円～470万円
入院	(日額)1,300円	(日額)3,500円
通院	—	(日額)2,000円

E

会議等の行事		場所	対象者
4月			
11日	全国情報会議	椿山荘	農業委員会
21日	徳島県農業会議第307回常任議員会議	徳島合同庁舎	常任議員
5月			
上旬	徳島県担い手育成総合支援協議会総会	徳島市内	構成機関・団体
20日	有機農産物認証協会総会・講習会	厚生年金会館	NPO法人会員
22日	徳島県農業会議第308回常任議員会議	千秋閣	常任議員
25日	平成18年度全国農業委員会会長大会	日比谷公会堂	農業委員会
6月			
1日	市町村農業委員会会長・事務局長会議	徳島市内	農業委員会
2日	農業者年金業務担当者会議	JA会館	農委・JA
中旬～下旬	地域担い手育成協議会ブロック会議	県合同庁舎	市町村・農委・JA
11月			
29日	平成18年度全国農業委員会会長代表者集会	九段会館	農業委員会

【人事異動】
四月の定期異動で次の方が就任された。
◇農林水産部長 西崎 和人 ◇農林水産総合技術支援センター所長 橋本 賀市 ◇農林水産政策課長 森 浩一
◇農林水産政策課農地調整室長 尾崎 則一 ◇農業開発公社参事 田村 康弘（以上「敬称略」）

本書は、集落営農の組織化と法人化を検討する際に、また特定農業法人、特定農業団体の設立の際に疑問を持つであろう四十八の事項について、一問一答形式でわかりやすく解説するとともに、そのメリットや支援措置を紹介しています。特に、特定農業団体制度の仕組みと設立手順、組織化・法人化についてわかりやすく解説しています。

また、農業生産法人として集落営農に取り組む典型的かつ先進的な五つの現地事例も収録しています。申請関係の様式、規約例も収録しています。

（平成十八年三月三日刊行）
図書コード 一七七一六七
定価 七〇〇円
規格 A四判 一四一頁

四十人の事項について一問一答形式で解説・先進事例、規約例や申請様式も収録

W
ë
III



全国農業図書紹介



Tj ñ

地域農業の再生に向けた農業委員の日常活動を強化するための記録ノートです。

農業委員が担当地区における農家相談や遊休農地の解消、農地流動化、産業廃棄物の不法投棄や無断転用の防止などの活動をすすめるのに役立つとともに、その活動実績をとりまとめるためのものです。

（平成十八年三月三日刊行）
図書コード 一七七一七〇
定価 五〇〇円
規格 B五判 一三二頁

農業委員の活動強化のための必携図書

ε
HO



「かけはし21」2号について
担い手経営安定新法の国会審議が本格化した。この法案の背景の一つには、WTOにおける国際規律強化への対応があるが、農業交渉もモダリティ確立に向けて大詰を迎えていることから、今号ではWTO関係と担い手経営安定新法を紹介し、8頁で構成しました。

徳島県農業会議へのお問い合わせ
TEL (088) 621-3054 fax (088) 655-8364
URL <http://www.tokukaigi.or.jp>
mail home@tokukaigi.or.jp

あ
と
が
き

購読料 月額 六百元
発行 毎週金曜
お申込みは農業委員会へ

全国農業新聞は、農業者の公的公益代表機関である農業委員会系統組織が発行する週間の農業専門紙です。農業委員と農業者、農業者と地域住民・消費者、農村と都市の絆を強めるための「かけはし」として、普及・拡大に努めましょう。

全国農業新聞の普及
拡大を